

一宮市複合商業施設等入居事業者 休業協力支援金

愛知県緊急事態措置による休業協力要請期間中、テナントとして入居している施設等の運営者・管理者からの休業要請により、自らの意思に基づくことなく休業を余儀なくされた事業者に協力支援金を支給します。

1 対象者（次のすべてに該当）

- 中小企業基本法に定める中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人であること
- 市内の複合商業施設等に入居し、当該施設の休業方針により休業を余儀なくされたこと
【複合商業施設等】遊興施設等、運動施設、遊技施設、劇場等、集会・展示施設、大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、複合商業施設（建築物における店舗の床面積の合計が1,000平方メートルを超える商業施設若しくは日本標準産業分類上、「百貨店、総合スーパー」に属する商業施設）
- 上記複合商業施設等において、愛知県が示している基本的に休止を要しない施設のうち、不特定多数の市民と日常的に接するテナント施設を営んでいること（例：飲食店、衣料店など）
- 原則、愛知県の休業協力要請期間の全期間において休業したこと
- 令和2年4月10日（金）時点で開業しており、営業実態が確認できること
- 交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業していないこと
- 誓約書に記載されている事項について誓約すること

2 支援金額

▼1事業者あたり 20万円（申請は1回限り）

（注意）一宮市をはじめ愛知県内の市町村が支給する休業協力金等との併給はできません

3 申請受付期間

令和2年6月17日（水）から令和2年7月16日（木）まで

【お問い合わせ先】 一宮市 経済部 商工観光課 「テナント休業協力支援金」担当
電話：0586-85-7436（ダイヤルイン） 平日9～17時（12～13時は除く）

4 申請方法

申請書等（①②⑥）は市ウェブサイトからダウンロードしてください。

※③④については⑥チェックシートをご参照ください

市ウェブサイト

提出書類	①一宮市複合商業施設等入居事業者休業協力支援金交付申請書（請求書）
	②一宮市複合商業施設等入居事業者休業協力支援金の申請に関する誓約書
	③営業活動を行っていることが分かる書類 （直近の確定申告書、営業に必要な許可書、複合商業施設等に入居していることが分かる書類、施設等の内観・外観の写真、本人確認書類（個人事業主のみ））
	④休業の状況が分かる書類
	⑤振込先口座の分かる書類（通帳やキャッシュカードの写し）
	⑥チェックシート



5 申請書の提出先

〒491-8501（住所の記載は不要）

一宮市経済部商工観光課「テナント休業協力支援金」担当

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、
原則、郵送（簡易書留など郵便物を追跡できる方法）での提出にご協力をお願いします。